

平成 25 年 4 月 23 日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成 22 年 (行ウ) 第 2 号 教科書採択無効確認等請求事件

口頭弁論終結日 平成 24 年 3 月 27 日

判 決

愛媛県今治市

原 告 奥 村

愛媛県今治市

原 告 高 井

愛媛県今治市

原 告 別 府

愛媛県今治市

原 告

愛媛県今治市

原 告

愛媛県今治市

原 告

愛媛県今治市

原 告

上記 4 名訴訟代理人弁護士

愛媛県今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1

被 告 今 治 市

同 代 表 者 市 長 菅 良 二

同所

被 告 今 治 市 長

同 指 定 代 理 人 菅 良 二

同 指 定 代 理 人 宮 崎 晃 嘉

同 佐 伯  
同所  
被 告 今 治 市 教 育 委 員 会  
同 代 表 者 委 員 長 西 原  
同 指 定 代 理 人 福 田  
同 渡 部  
同 村 上

同所  
被 告 今 治 市 教 育 委 員 会 事 務 局 総 務 課 長  
一 色

同所  
被 告 今 治 市 教 育 委 員 会 事 務 局 学 校 教 育 課 長  
渡 邊

同所  
被 告 今 治 市 総 務 部 契 約 課 長  
ト 部

上記 6 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 高 井

主 文

- 1 本件訴え（次項の請求に係る部分を除く。）を却下する。
- 2 原告らの被告今治市長に対する地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号本文に係る請求（今治市教育委員会への損害賠償の請求をすることを求める部分を除く。）を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

1 教科書採択の無効確認

被告今治市教育委員会が、平成21年8月27日にした、中学校用教科用図書（扶桑社版の歴史教科書及び公民教科書並びに三省堂版1年ないし3年用の国語教科書）に係る採択が無効であることを確認する。

## 2 教科書採択の取消し（上記1の予備的請求）

被告今治市教育委員会が、平成21年8月27日にした、中学校用教科用図書（扶桑社版の歴史教科書及び公民教科書並びに三省堂版1年ないし3年用の国語教科書）に係る採択を取り消す。

## 3 採択に係る怠る事実の違法確認

被告今治市長が、今治市教育委員会に対し、下記の教科書を採択の対象から除外するなどの必要な措置をするよう求める請求を怠ったことが違法であることを確認する。

### 記

「違法な検定合格教科書（中学校用教科用図書扶桑社版歴史教科書及び同扶桑社版公民教科書並びに同自由社版歴史教科書並びに新しい歴史教科書をつくる会、扶桑社並び自由社による独占禁止法に反した教科書（扶桑社版教科書及び自由社版教科書）」

## 4 公金支出行為の無効確認

(1) 被告今治市長、被告今治市教育委員会及び被告今治市教育委員会事務局学校教育課長が、第1項の採択に際し、小田、高橋、井門、藤井及び西本に対して配付した別紙1（本件複写費用計算表）の番号1ないし8の「資料名」欄記載の各資料の複写費用として、当該「金額」欄記載の金員を支出した行為が無効であることを確認する。

(2) 被告今治市長、被告今治市教育委員会及び被告今治市教育委員会事務局総務課長が、平成21年8月27日開催の第15回教育委員会のための報酬として、別紙2（本件報酬額計算表）の番号1ないし5の「支払の相手方」及び「報酬額」の各欄記載のとおり、金員を支出した行為が無効であることを

確認する。

- (3) 被告今治市長，被告今治市教育委員会及び被告今治市総務部契約課長が，別紙3（本件図書購入費用計算表）の番号1ないし8の「書籍名」欄記載の教科用図書及びその教師用指導書の購入費用として，当該「金額」欄記載の金員を支出した行為が無効であることを確認する。

5 賠償命令に係る怠る事実の違法確認

被告今治市長，被告今治市教育委員会，被告今治市教育委員会事務局学校教育課長，被告今治市教育委員会事務局総務課長及び被告今治市総務部契約課長が，後記7記載のとおり賠償の命令を怠ることが違法であることを確認する。

6 地方自治法242条の2第1項4号本文に係る請求

- (1) 被告今治市長，被告今治市教育委員会，被告今治市教育委員会事務局学校教育課長，被告今治市教育委員会事務局総務課長及び被告今治市総務部契約課長は，菅 ， 今治市教育委員会及び檜垣 に対して，1050円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を連帯して支払うよう請求せよ。
- (2) 被告今治市長，被告今治市教育委員会，被告今治市教育委員会事務局学校教育課長，被告今治市教育委員会事務局総務課長及び被告今治市総務部契約課長は，菅 ， 今治市教育委員会及び大和 に対して，22万4774円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を連帯して支払うよう請求せよ。
- (3) 被告今治市長，被告今治市教育委員会，被告今治市教育委員会事務局学校教育課長，被告今治市教育委員会事務局総務課長及び被告今治市総務部契約課長は，菅 ， 今治市教育委員会及びト部 に対して，153万2153円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を連帯して支払うよう請求せよ。

7 地方自治法242条の2第1項4号ただし書に係る請求

- (1) 被告今治市長，被告今治市教育委員会，被告今治市教育委員会事務局学校教育課長，被告今治市教育委員会事務局総務課長及び被告今治市総務部契約課長は，小田 ， 高橋 ， 井門 ， 藤井 及び西本 に対し，それぞれ，210円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の賠償の命令をせよ。
- (2) 被告今治市長，被告今治市教育委員会，被告今治市教育委員会事務局学校教育課長，被告今治市教育委員会事務局総務課長及び被告今治市総務部契約課長は，小田 ， 高橋 ， 井門 ， 藤井 及び西本 に対し，それぞれ，別紙2（本件報酬額計算表）の該当する「報酬額」欄記載の金員及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の賠償の命令をせよ。
- (3) 被告今治市長，被告今治市教育委員会，被告今治市教育委員会事務局学校教育課長，被告今治市教育委員会事務局総務課長及び被告今治市総務部契約課長は，小田 ， 高橋 ， 井門 ， 藤井 及び西本 に対し，連帯して，153万2153円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の賠償の命令をせよ。

## 第2 事案の概要

- 1 本件は，今治市の住民である原告らが，前記「第1」記載のとおり，①被告今治市教育委員会が平成21年8月27日にした中学校用教科用図書（扶桑社版の歴史教科書及び公民教科書並びに三省堂版1年ないし3年用の国語教科書。以下「本件教科書」という。）に係る採択（以下「本件採択」という。）の無効確認請求，②本件採択の取消請求（上記①の予備的請求），③本件教科書を本件採択の対象から除外するなどの必要な措置（以下「本件除外措置等」という。）を怠った事実の違法確認請求，④前記「第1」の「4」の「(1)」ないし「(3)」の各公金支出（以下「本件各公金支出」という。）行為の無効確認，⑤後記⑦の賠償命令を怠る事実の違法確認請求，⑥地方自治法242条の2第1

項4号本文に係る損害賠償の請求を求める請求，⑦同号ただし書に係る賠償命令を求める請求をする事案である。

2 前提事実（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 原告らは、今治市の住民である（弁論の全趣旨）。

(2) 本件当時において関係各機関の地位にあった者は、次のとおりである（争いのない事実）。

ア 今治市長 菅

イ 今治市教育委員会

（ア）委員長 小田

（イ）教育長 高橋

（ウ）教育委員 藤井 ， 井門 ， 西本

ウ 今治市教育委員会事務局

（ア）学校教育課長 檜垣

（イ）総務課長 大成

エ 今治市総務部契約課長 ト部

(3) 本件採択

被告今治市教育委員会は、平成21年8月27日、第15回教育委員会（以下「本件会議」という。）において、本件教科書を採択した（争いのない事実，甲5）。

(4) 会議資料の複写作成

本件会議の資料として、市庁舎内に設置されている複写機を使用して、別紙1の番号1ないし8の「資料名」欄記載の各資料（以下「本件資料」という。）が作成され、出席委員ら（前記(2)イの5名。以下「本件出席委員」という。）は、その配付を受けた（争いのない事実，弁論の全趣旨）。

(5) 本件出席委員の報酬等及びその支払の事実

本件当時における本件出席委員の報酬又は給与の月額、別紙2の「月額報酬額」欄に記載のとおりである（争いのない事実）。そして、本件出席委員は、本件当月の報酬又は給与として、同欄記載の各金員の支払を受けた（弁論の全趣旨）。

なお、当該報酬、給与の支払に係る決裁は、今治市教育委員会事務決裁規程により専決権者とされている当時の被告今治市教育委員会事務局総務課長によって行われた（乙9、弁論の全趣旨）。

#### (6) 図書購入費

被告今治市は、本件採択後、別紙3の番号1ないし8の「書籍名」、「冊数」及び「金額」の各欄記載のとおり、教科用図書及びその教師用指導書（以下「本件図書」という。）を購入し、その代金として、計153万2153円を支出した（争いのない事実）。

なお、上記支出に係る決裁は、今治市事務決裁規程により専決権者とされている当時の被告今治市総務部契約課長によって行われた（乙8、弁論の全趣旨）。

### 3 当事者の主張（後記の争点1、2に関するもの）

#### (1) 本件訴えの適法性（争点1）

##### ア 被告らの主張

本件採択は、財務会計上の行為ではないし、行政処分にも当たらない。本件除外措置等は、財務会計上の行為ではない。本件各公金支出は、行政処分に当たらない。地方自治法242条の2第1項4号本文に係る損害賠償の請求及び同号ただし書に係る賠償命令を求める請求に関し、被告今治市長以外の被告らには被告適格がない。

##### イ 原告らの主張

本件採択は、平成18年度検定を経てそのいずれを使用しても適法なものである教科書のいずれかを選択するという意思を確定することにとどま

らず、今治市地区の子どもたちが学校で使用するのに最も適した教科書として、本件教科書を特定したものであるから、公権力の行使により直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものであるといえるから、行政処分に当たる。

被告らは、適切な被告を明示する義務（行訴法11条5項）を果たしておらず、本件において被告適格を問題とすることはできない。

(2) 本件各公金支出についての財務会計法規上の義務違反の有無（争点2）

ア 原告らの主張

以下に述べるところからすれば、本件各公金支出は、裁量権を逸脱、濫用したものであり、財務会計法規上の義務に違反しているといえる。

まず、本件図書の購入費用の支出についてみるに、被告今治市教育委員会が、今治地区教科用図書採択協議会（以下「採択協議会」という。）の答申等を見無視し、独善的な評価によって、本件教科書を違法に採択した結果、新たに教師用指導書等（上記答申等のおりに採択がされていれば、購入の必要のない書籍）を購入する必要性が生じた。そこで、原告ら及び今治市市議は、本件採択後、住民監査請求をするなどして、その違法を広く訴えていた。

ところで、教育委員会は、自治体の行政や議会からの教育への介入を防止するため、独立した執行機関たる行政機関として設置されているから、財務当局者は、教育内容等に対する介入を行ってはならないが、本件採択を原因とする財政支出を伴う以上、財務立憲主義の見地から、本件採択における適正手続違反の有無を点検、審査する義務を負う。

そして、今治市長には、今治市会計規則147条に基づき、必要な検査をさせる権限があるし、会計管理者による会計事務の検査の規定もある（同規則150条）から、立憲的財政制度における財政民主主義原理に基づく監査や、適正な点検、審査が行われていれば、前述のように不要な書籍

の購入を未然に防止することができた。

ところが、このような点検、審査が行われなかった結果、本来なら必要のない本件図書が購入されたのであるから、その購入に係る公金支出は、地方自治法2条14項（最少の経費で最大の効果を挙げるべき旨定めたもの）、地方財政法4条1項（目的達成のための必要最少限度の経費支出を定めるもの）に明らかに違反しており（なお、これらの規定から、本件図書の購入につき、市長に広範な裁量権はない。）、その購入は、全くの事実の基礎を欠き、社会通念に照らして著しく妥当性を欠いていることが明白である。

なお、本件図書の購入事務のうち、その購入の決定（以下「本件要求決定」という。）は、被告今治市教育委員会事務局のうち、学校教育課が執り行うべきものである（今治市教育委員会事務局処務規則）のに、実際には、総務課がこれを執り行っており、この点においても違法がある。

そして、以上と同様に、本件資料作成のための複写費用や、出席委員の報酬等（本件会議の出席に係る部分）の支出についても、社会通念に照らして著しく妥当性を欠いているといえる。

#### イ 被告らの主張

地方公共団体の長は、関係規定に基づき予算執行の適正を確保すべき責任を地方公共団体に対して負担するが、反面、地方教育行政の組織及び運営に関する法律上、独立した機関としての教育委員会の有する固有の権限内容にまで介入し得るものではなく、このことから、地方公共団体の長の有する予算執行の執行機関としての職務権限には、おのずから制約が存するから、予算執行の適正の確保の見地から看過し得ないものである場合に限って、財務会計上の行為等の違法性を問うことができる（最高裁判所平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁）。

ところで、本件図書の購入は、本件採択とは別に、本件図書が事務に必

要であるから行われるものであるから、その購入の判断は、市長の広範な裁量に委ねられている。

そうすると、本件図書を購入に係る判断が、予算執行の適正の確保の見地から看過し得ないものである場合といえるのは、判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により、判断が全くの事実の基礎を欠くもの、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により、上記購入に係る判断が、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであると認められ、そのため、著しく合理性を欠き、与えられた広範な裁量権を逸脱、濫用する場合に限られる。そして、本件において、そのような事情は存在しない。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 本件訴えのうち、本件採択の無効確認、取消しの各請求に係る部分について住民訴訟は、いわゆる民衆訴訟の一種であって、法が特に認めた場合に限り出訴が許されるのであるから、地方自治法242条の2第1項に列挙された住民訴訟の類型に該当しないものは、不適法というべきである。

そして、住民訴訟について規定する地方自治法242条の2第1項は、住民訴訟の対象となる事項を同法242条1項に定める事項（いわゆる財務会計行為）に限定している。

ところが、本件採択は、同法242条1項に定める事項（いわゆる財務会計行為）には該当しないことが明らかであるから、本件訴えのうち、本件採択の無効確認、取消しの各請求に係る部分は、不適法として却下すべきである。

- 2 次に、本件訴えのうち、本件除外措置等に関する怠る事実の違法確認請求に係る部分の適法性につき判断するに、本件除外措置等は、同法242条1項に定める事項（いわゆる財務会計行為）には該当しないから、本件訴えのうち、本件除外措置等に関する怠る事実の違法確認請求に係る部分は、不適法として却下すべきである。

3 本件訴えのうち、本件各公金支出の無効確認請求に係る部分について

上記請求は、地方自治法242条の2第1項2号に基づくものであるところ、同号の対象となる「行政処分」とは、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、またはその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解される（最高裁判所昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照）。

ところが、本件各公金支出は、単なる費用の支出であり、いずれも前示の行政処分には当たらない。この判断に反する原告らの主張は採用できない。

よって、本件訴えのうち、本件各公金支出の無効確認請求に係る部分は、不適法として却下すべきである。

4 本件訴えのうち、地方自治法242条の2第1項4号本文に係る請求に係る部分について

原告らは、被告今治市長、被告今治市教育委員会、被告今治市教育委員会事務局学校教育課長、被告今治市教育委員会事務局総務課長及び被告今治市総務部契約課長の5名に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に係る請求をしている。

そこで、事案に鑑み、第1に、地方自治法242条の2第1項4号本文に係る請求につき、被告を今治市長とする部分と、その余の4名とする部分とに分け、第2に、被告今治市長に対する請求につき、損害賠償の請求を求める相手方を今治市教育委員会とする部分と、その余の部分とに分けて、順次判断することとする。

5 本件訴えのうち、地方自治法242条の2第1項4号本文に係る請求（被告今治市長に対する請求を除く。）に係る部分について

住民訴訟は、いわゆる民衆訴訟の一種であって、法が特に認めた場合に限り出訴が許されるのであるから、地方自治法242条の2第1項に列挙された住民訴訟の類型に該当しないものは、不適法というべきである。

ところで、地方公共団体が有する債権の管理は、普通地方公共団体の長の権限とされており（地方自治法240条）、かつ、被告今治市においては、同市長から他の職員に権限の委任が行われていないから（弁論の全趣旨）、本件における地方自治法242条の2第1項4号本文に係る請求の被告となり得るのは、被告今治市長のみである。

そうすると、本件訴えのうち、地方自治法242条の2第1項4号本文に係る請求（被告今治市長に対する請求を除く。）に係る部分は、地方自治法242条の2第1項に列挙された住民訴訟の類型に該当しないものとして、不適法であるから、これを却下すべきである。

- 6 本件訴えのうち、原告らの被告今治市長に対する地方自治法242条の2第1項4号本文に基づく請求（今治市教育委員会への損害賠償の請求をすることを求める部分に限る。）に係る部分について

今治市教育委員会は、地方公共団体の執行機関にすぎず、私法上の権利義務の主体とはなり得ないから、通常の民事訴訟における当事者能力を有しない。

そうすると、本件訴えのうち、原告らの被告今治市長に対する地方自治法242条の2第1項4号本文に基づく請求（今治市教育委員会への損害賠償の請求をすることを求める部分に限る。）については、不適法というべきであるから、これを却下すべきである。

- 7 原告らの被告今治市長に対する地方自治法242条の2第1項4号本文に基づく請求（今治市教育委員会への損害賠償の請求をすることを求める部分を除く。）について

- (1) 地方自治法242条の2第1項4号に基づき当該職員に損害賠償責任を問うことができるのは、先行する原因行為に違法事由がある場合であっても、上記原因行為を前提にしてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる（最高裁判所平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁）。

ところで、本件において、先行する原因行為とされるのは、地方公共団体の長から独立した機関である教育委員会がした教科書の採択（本件採択）である。

そこで、進んで、教育委員会と地方公共団体の長との間の権限の配分関係について検討するに、①地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条は、地方公共団体が処理する教育に関する事務のうち、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事、教科書その他の教材の取扱いに関することなど、その主要なものを教育委員会の職務権限としている。②これに対し、地方公共団体の長の職務権限を定めた同法24条は、大学及び私立学校に関する事務（1、2号）を除いては、教育財産の取得及び処分（3号）、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結（4号）並びに教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行（5号）という財務会計上の事務にこれを限定しているといえる。

そうすると、地方公共団体の区域内における教育行政については、原則として、これを地方公共団体の長から独立した機関である教育委員会の固有の権限とすることにより、教育の政治的中立と教育行政の安定の確保を図るとともに、教育行政の運営のために必要な財産の取得、処分、契約の締結その他の財務会計上の事務については、これを地方公共団体の長の権限とすることにより、教育行政の財政的側面を地方公共団体の一般財政の一環として位置付けて、地方公共団体の財政全般の総合的運営の中で、教育行政の財政的基盤の確立を期することとしたものと解される。

以上のとおりの教育委員会と地方公共団体の長との間の権限の配分関係に鑑みると、教育委員会がした教科書の採択について、地方公共団体の長は、同採択が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、同採択を尊重しその内容に応じ

た財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないものと解するのが相当である。けだし、地方公共団体の長は、関係規定に基づき予算執行の適正を確保すべき責任を地方公共団体に対して負担するものであるが、反面、前示のとおり、教科書採択の内容にまで介入し得るものではなく、このことから、地方公共団体の長の有する予算の執行機関としての職務権限には、おのずから制約が存するものというべきであるからである。

- (2) これを本件につきみるに、原告らは、本件において、本件採択の違法性について、教科書の検定制度自体の違憲、違法や、教科書採択の権限の帰属、教育委員会が教科書の採択をするに当たって、採択協議会の答申に拘束されるか等の点を踏まえて、るる主張するが、①本件各公金支出の当時、本件教科書に係る検定の有効性を否定すべき客観的な事情があったとは認められないし、②「公立学校の教科書採択権限は、公立学校にあっては、所管の教育委員会の責任において行われるとする。」とする文部省初等中等教育局長回答（昭和35年5月11日委初第109号）が存在しており（乙4）、この回答を不当とする意見もあるものの（甲59）、予算の執行機関としては、当該意見をもって、直ちに上記回答を否定することはできない。また、③本件各公金支出の当時、今治市教育委員会が教科書の採択をするに当たって、採択協議会の答申に拘束されることを明示した法令上の根拠が存在していたとは認められないし、④本件会議における採択の手續や委員の審査の在り方等の点については、むしろ、地方公共団体の長から独立した機関である教育委員会の自律性が尊重されるべき事柄であるといえる。

そして、その他原告らが本件において本件採択の違法事由として指摘する各点を踏まえて検討しても、本件採択につき、著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するとは認められない。

以上の次第で、本件各公金支出自体が、財務会計法規上の義務に違反する

違法なものであると認めることはできない。

- (3) これに対し、原告らは、本件図書を購入事務の一部である本件要求決定につき、今治市教育委員会事務局処務規則の定め（教科書その他の教材に関することを同事務局学校教育課の分掌事務とするもの）に反して、同事務局総務課がこれを執り行った点を違法事由の一つとして主張する。

そこで、検討するに、本件要求決定とは、ある物品を購入したいとの決定であり、これに基づいて支出負担行為権者に要求をすることになるというものである（弁論の全趣旨）。

そして、上記規則3条2項は、「各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。」という定め方にとどまる上、同事務局総務課の分掌事務の中には、「教材及び教具の設備計画に関すること」も含まれていること（同条項11号）からすれば、教科書等の購入に係る要求決定についての同事務局内における分掌事務の区分が上記規則において格別重視されているとまで認めることはできない。

そうすると、同事務局総務課が本件要求決定をした一事をもって、直ちに財務会計法規上の義務違反に当たるとすることはできない。

- (4) 本件各公金支出のうち、本件資料の複写費用及び本件出席委員に対する報酬等につき付言するに、本件会議における採択の内容ないし結論如何によって、本件会議のために作成された本件資料の複写費用の支出行為や、本件出席委員に対する報酬等の支出行為の違法性の有無が左右されるものではない。この点からも、財務会計法規上の義務に違反する違法性が否定される。
- (5) そして、他に、本件各公金支出につき財務会計法規上の義務に違反する違法性が認められないとの判断を覆すに足りる事情を見出せない。

なお、原告らが提出した弁論再開の申立書（各通）の中で、弁論再開の必要性として指摘するところを逐一検討しても、上記判断を左右し得るようなものは見当たらない。

(6) 以上の次第で、原告らの被告今治市長に対する地方自治法242条の2第1項4号本文に基づく請求（今治市教育委員会への損害賠償の請求をすることを求める部分を除く。）は理由がないから、これを棄却すべきである。

8 本件訴えのうち、①賠償命令に係る怠る事実の違法確認請求に係る部分及び②地方自治法242条の2第1項4号ただし書の請求に係る部分について

住民訴訟は、いわゆる民衆訴訟の一種であって、法が特に認めた場合に限り出訴が許されるのであるから、地方自治法242条の2第1項に列挙された住民訴訟の類型に該当しないものは、不適法というべきである。

そして、賠償命令の対象となる者は、同法243条の2第1項により、同条項所定の者に限られる。

ところが、原告らが本件訴訟において賠償命令の対象としているのは、本件出席委員（教育委員会委員長、同教育長及び同委員）であって、これらの者は、同法243条の2第1項所定の者には該当しない。

そうすると、本件訴えのうち、前掲①、②の請求に係る部分については、同法242条の2第1項に列挙された住民訴訟の類型に該当しないものとして、不適法であり、却下を免れない。

（なお、仮に、本件訴えのうち、前掲①、②の請求に係る部分が適法であっても、前示7によれば、これらの請求は理由がないから、棄却すべきである。）

9 よって、主文のとおり判決する。

松山地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 加 島 滋 人

裁判官 瀬 戸 茂 峰

裁判官 丸 山 聡 司



## 別紙 1

## 本件複写費用計算表

番号	資料名	枚数	金額(円)
1	平成22年度使用教科書調査報告書 国語	2	20
2	平成22年度使用教科書調査報告 歴史的分野	2	20
3	平成22年度使用教科書調査報告 公民的分野	2	20
4	今治地区教科用図書採択協議会 報告書	2	20
5	愛媛県教科用図書選定資料 国語	3	30
6	愛媛県教科用図書選定資料 歴史的分野	5	50
7	愛媛県教科用図書選定資料 公民的分野	4	40
8	平成18年度使用教科書調査報告書	1	10
9	1人当たり合計	21	210
10	5名分の合計	105	1,050

## 別紙 2

本件報酬額計算表

番号	支払の相手方	月額報酬額(円)	報酬額(円)
1	小田 (委員長)	126,800	63,400
2	井門 (委員)	102,500	51,250
3	藤井 (委員)	102,500	51,250
4	西本 (委員)	102,500	51,250
5	高橋 (教育長)	671,000	7,624
6	合計		224,774

## 別紙 3

本件図書購入費用計算表

番号	書籍名	定価 (円)	冊数	金額 (円)
1	扶桑社版公民	697	26	18,122
2	扶桑社版歴史	697	30	20,910
3	三省堂版国語1年	721	26	18,746
4	三省堂版国語2年	721	25	18,025
5	扶桑社版公民教師用指導書	11,550	23	265,650
6	扶桑社版歴史教師用指導書	12,600	24	302,400
7	三省堂版国語1年教師用指導書	18,900	24	453,600
8	三省堂版国語2年教師用指導書	18,900	23	434,700
9	合計			1,532,153